

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look

### 特別目的買収会社の財務報告に関する検討事項

#### 目次

一般的な SPAC の構造とライフサイクル  
はどのようなものか?

SPAC の存続期間中に検討が必要な財務報告の論点は何か?

他にどのような論点を検討すべきか?

多くの法域では、特別目的買収会社 (SPAC) は、資本調達を目指す非公開企業にとって従来の新規株式公開 (IPO) に代わるものになりつつある。

SPAC の構造および SPAC の非公開企業との取引は異なるが、通常は財務報告の問題を引き起こす多くの特徴を共有しており、慎重に検討する必要がある。

#### 一般的な SPAC の構造とライフサイクルはどのようなものか?

SPAC は、通常、IPO を介して現金を調達する唯一の目的のために、経営陣またはスポンサーによって形成された「シェル」企業である。調達した現金 (および/または SPAC 自身の株式) は、「対象」企業の買収資金に使用される。

SPAC の資本構造は異なる場合があるが、多くの場合、以下の項目が含まれる。

- 会社の設立において経営陣またはスポンサーに発行される「クラス B」または「創設者」の株式。
- IPO 時に一般株主に発行される「クラス A」の株式および追加株式を購入するワラント (通常、IPO の参加者は、株式とワラントの一部からなる「ユニット」を提供される)。「クラス A」の株式とワラントは、公開市場 (別々または組み合わせ単位) で取引される。
- 経営陣またはスポンサーが購入する「クラス A」の株式を、IPO とは別に取得するワラント。

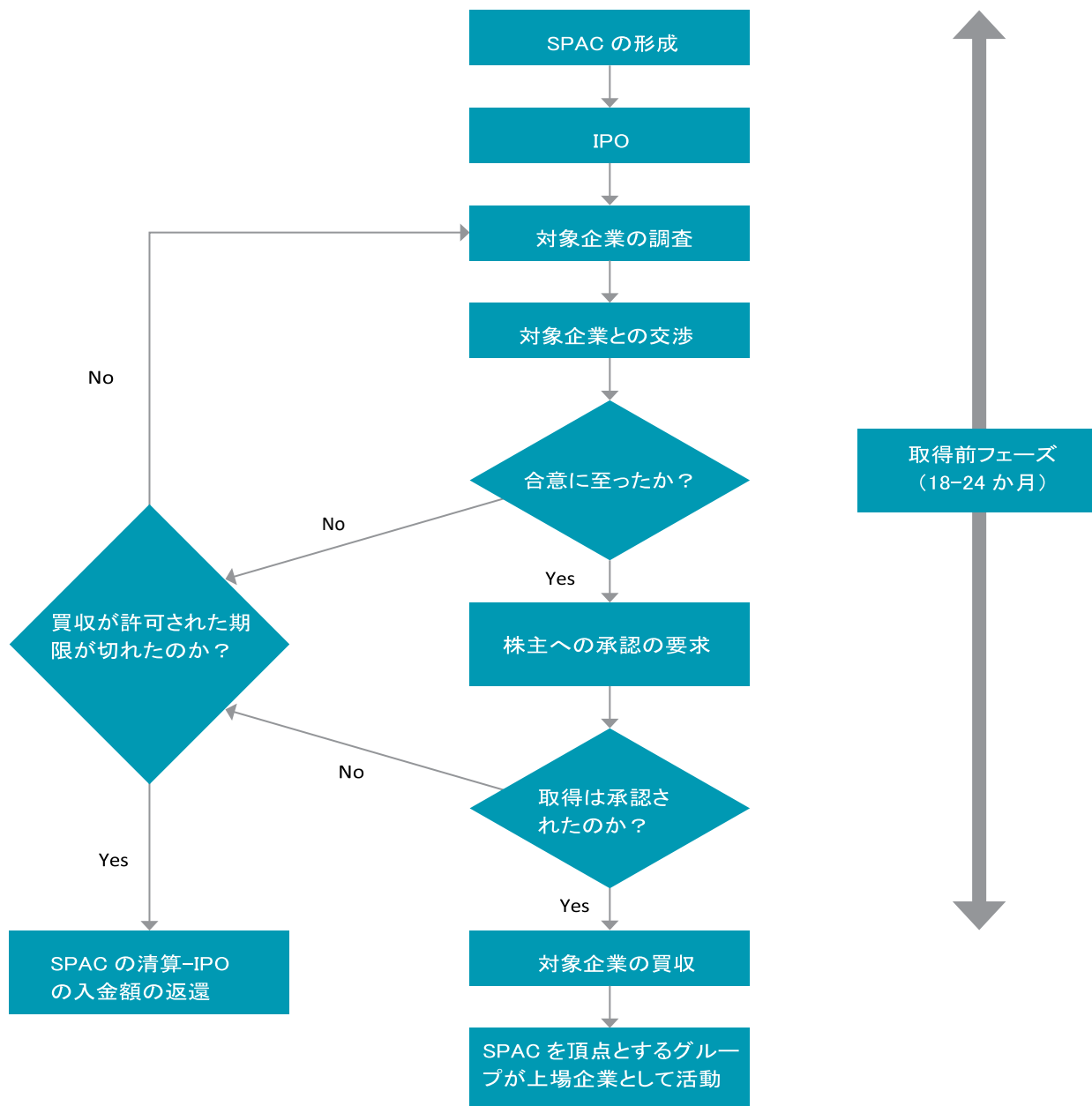
SPAC による IPO は、通常、買収対象企業の業界または地域などを示す投資のテーゼ (thesis) によって裏付けられ、そのような買収が規定された期間 (多くの場合 18~24 か月) 以内に完了しない場合、許可された時間の延長が合意される場合を除き、SPAC は清算され、IPO の入金額は投資家に返還される。投資家は、買収の直前、または買収の完了のために許可された期間の延長の承認時に、「クラス A」の株式を償還させる能力を有する場合もある。

IPO と買収の完了までの間に、SPAC は通常、信託口座に保有されている現金および適切な対象企業の調査を超える資産や活動を有していない。このような対象企業が特定されると、買収は一般的に株主の承認を必要とする (一部のスポンサーは、SPAC を買収にコミットする権利を保持する)。承認されれば、買収は、対象企業が既存の経営者の下での以前の活動を継続することに実質的にはなるが (SPAC の経営陣は、買収後に何らかの関与をする場合もあれば、しない場合もある)、親会社として、上場企業となる。

詳細は、下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

したがって、一般的な SPAC のライフサイクルは、以下のように示すことができる。



### SPAC の存続期間中に検討すべき財務報告の論点は何か?

上記で説明されたとおり、典型的な SPAC のライフサイクルは「取得前フェーズ」に要約され、対象企業の買収が続き(決められた期間内に達成されることを仮定)、SPAC が「通常」の上場会社のグループの親会社となる買収後フェーズが続く可能性がある。財務報告の論点は、これらの各フェーズにわたる可能性があるが、多くは、これらの 3つのフェーズのいずれかに固有のものである。対象企業の買収前

対象企業の買収前には、一般的な SPAC の財務諸表には、さまざまな金融商品の発行に多くは関連する、限定的な数の残高のみが含まれる。これらの商品の会計処理は複雑になる可能性があり、IFRS 基準の範囲と要求事項<sup>1</sup>を慎重に検討することが要求される。特に、以下に要約するように、株式およびワラントの負債または資本への分類は困難な場合がある。

<sup>1</sup> 米国で上場するために設立された SPAC は、通常米国会計基準を適用する。米国会計基準の要求事項は、Deloitte US が発行した [Financial Reporting Alert 20-6- Accounting and SEC reporting considerations for SPAC transactions](#) で解説されている。

金融商品	発行時期	一般的な特徴	負債が資本に分類を評価する際に検討すべき要因
「クラス B」または「創設者」の株式	会社の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスと交換に、または現金で購入することで、保有者に発行される場合がある。</li> <li>保有者による償還はできない。取得の完了に失敗することによる清算時に入金額を受け取らない。</li> <li>対象企業の取得時に、「クラス A」の株式に転換する。場合によっては、保有者は、このような取得の完了前に転換を選択することができる。</li> </ul>	<p>以下に述べるように、まず株式を (IAS 第 32 号「金融商品:表示」を適用して) 金融商品として処理するべきか、または、従業員に発行される株式の場合のように、株式に基づく報酬についての IFRS 第 2 号の範囲に含まれるかどうかを判断する必要がある。</p> <p>IAS 第 32 号の範囲に含まれる場合、IAS 第 32 号の「固定対固定」要件に反し、負債として分類される結果となる、「クラス B」の株式が可変数の「クラス A」の株式に転換されるかどうか、または (以下に説明する「クラス A」の株式に関するワラントに関するように)、「クラス A」の株式自体が負債として分類される時に、転換が発生する可能性があるかどうかを検討する必要がある。</p>
「クラス A」の株式	IPO	<p>多くの場合、以下の内容により償還規定が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPAC が IPO 後に特定日までに対象企業の買収を完了しない場合、株式は自動的に特定の金額の現金と交換に償還され、SPAC は清算される。</li> <li>SPAC が買収を完了した場合、保有者は、SPAC が最小限の資産を保持することを条件に、その取引の直前に特定の金額の現金と交換に株式を償還する権利を有する。</li> </ul> <p>ただし、これらの規定の正確な条件は、以下の点で大きく異なる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資家が買収完了後に SPAC への投資を保持するのではなく、「クラス A」の株式を現金と交換に償還を選択できるメカニズム。たとえば、償還権は異なる時期に行使可能であり、投資家が提案された買収を承認するかどうかに関連している場合と、されていない場合がある。</li> <li>買収が行われない場合に投資家に資本が返還される仕組み。たとえば、SPAC の清算またはその事象の前に行われ、特定日まで取得が完了しなかった場合や、償還を引き起こす (または遅延する) ために株主の議決が必要な場合に自動的に発生する可能性がある。</li> </ul> <p>対象企業の買収完了後、「クラス A」の株式の償還の特徴は通常失効する。</p>	<p>説明されている「基本」シナリオでは、「クラス A」の株式の保有者は、以下のうち早いほうで、現金を要求する権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得日</li> <li>事前に取得が行われない場合の固定の償還日</li> </ul> <p>この場合、償還の特徴が失効する時点 (失効した負債が認識の中止となる) まで、負債の定義が満たされる。</p> <p>しかし、金融商品の分類は、その具体的な特徴に大きく依存しており、ここで記述される条件からの変化の影響は、会社が「クラス A」の株式の償還を避けるために (株主としての立場における「クラス A」の株式の保有者とは異なる) 何らかの行動があるかどうかを確認するために慎重に検討する必要がある。</p> <p>償還が会社の清算によって行われる可能性がある場合、買収が完了する場合を除きそれが確実に発生し、会社のコントロール外であるかどうかを判断することが重要である。(SPAC が有期の企業と考えられる可能性がある)</p>
「クラス A」の株式にかかるワラント	IPO または経営陣またはスポンサーによって別々に購入	<p>保有者に「クラス A」の株式を一定の価格で購入する権利を与える。</p> <p>多くの構造は、保有者が行使時にワラントの純額株式決済を選択することを許可することができる (または特定の条件に応じてそのような選択を許可する)。</p>	<p>上記で説明したように、「クラス A」の株式自体が買収の完了まで負債に分類される場合は、まず、ワラントが行使可能になる時期を考慮する必要がある。「クラス A」の株式が負債に分類されている間にワラントを行使できる場合、(負債性金融商品に対するデリバティブは資本ではないので) ワラントもそのように分類されなければならない。</p> <p>ただし、取得後にのみワラントを行使できる場合 (または「クラス A」の株式の条件が当初から資本として分類される結果となる場合)、IAS 第 32 号の自己の資本性金融商品に対するデリバティブの要求事項が適用される。これらの要求事項を適用することにより、株式を引き渡すワラントは、以下の場合、及びその場合に限り、資本として分類される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式と交換に現金の引渡しによって「総額現物決済」される (すなわち、金融商品の条件は純額の株式または純額現金決済を認めない)。</li> <li>各ワラントに対して受取る現金の額と、支払う株式の数は、発行者の機能通貨で固定である。</li> </ul> <p>これらの条件が満たされない場合、ワラントはデリバティブとして分類され、純損益を通じて公正価値で測定される。</p>

株式およびワラントが、常に IFRS 第 9 号「金融商品」および IAS 第 32 号「金融商品:表示」を適用して、会計処理されると考えるのは適切ではない。スポンサー、経営陣、その他の従業員またはサービス提供者に株式またはワラントが発行される場合、提供されたサービスと交換に金融商品が提供されたのかどうかについての検討が要求される場合があり、その場合、代わりに IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」を適用して会計処理しなければならない。

通常、「クラス A」の株式とワラントは、IPO で「ステーブル」単位として一緒に発行され、その日以降一緒に取引される場合がある。創業者または経営陣に発行された「クラス B」の株式とワラントは、単一の取引の一環として発行される場合もある。このような場合、2 つの金融商品が分離可能であるかどうか（つまり、2 つの別個の金融商品として、または単一の混合契約として会計処理すべきかどうか）、そして、もしそうである場合、発行時に受取った入金額を 2 つの金融商品の間でどのように配分すべきであるかを検討する必要がある。負債と資本性金融商品がまとめて発行された場合、負債はその公正価値で当初認識され、残りの対価が資本として認識される。2 つの負債が同時に発行される場合は、IFRS 第 9 号に従って入金額の配分が要求される。また、純損益を通じて公正価値で測定するものではない資本性金融商品または負債性金融商品の発行に係る増分の取引コストは、IAS 第 32 号および IFRS 第 9 号のそれぞれで要求されるように、金融商品の当初の帳簿価額から控除しなければならない。

もちろん、SPAC が行う重要な取引の 1 つは、その IPO である。そのプロセスに関連するコストが資本取引に直接起因する増分コストであり、純損益に直ちに認識するのではなく、資本から控除するかどうかを評価する、および同時に発生したコスト（例えば、SPAC が IPO の直前に設定された場合のスタートアップ・コスト）が資本調達のコストとして不適切に取扱われないようにすることを確保するために、慎重な検討が必要である。

SPAC が存続するこのフェーズで発生したその他のコストの処理は、必要に応じて評価する必要があるが、将来の潜在的な買収に関連するコスト（例えば、対象企業の調査中または特定の対象との交渉中）は、IAS 第 38 号「無形資産」で資産化の対象となる可能性は低い。

#### SPAC への投資の会計処理

本ニュースレターは主に SPAC 自体の財務報告を取り扱っているが、SPAC の株式またはワラントの保有者は、SPAC を支配しているかどうか（したがって、保有者が投資を公正価値で測定する投資企業である場合を除き、SPAC を連結しなければならない）、その投資が IAS 第 28 号「関連会社および共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれ、持分法を使用して会計処理しなければならないかどうか、または IFRS 第 9 号で金融資産として会計処理しなければならないかどうかを判断するために、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」のガイダンスを検討する必要があることに留意すべきである

#### 対象企業の買収

SPAC を、大部分を現金で構成される単一の企業から、潜在的に大規模で多様な事業グループの親会社に転換する取引として、対象企業の買収（「合併」または「deSPACing」とも呼ばれることもある）は、SPAC のライフサイクルにおいて明らかに非常に重要な事象であり、財務報告への影響を慎重に検討しなければならない。

この点での主な検討事項、および結果として生じる会計処理の大部分に影響する検討事項は、**取得企業**である。企業結合に関して、IFRS 第 3 号「企業結合」は、会計処理が取引の法的形態に従うべきか（すなわち、SPAC が対象企業を取得した）、または実質的に、逆取得が発生したかどうかを検討することを要求している。この評価が行われて初めて、他の重要な質問（例えば、被取得企業が事業の定義を満たしているかどうか）に答えることができる。

IFRS 第 3 号では、取得企業を識別する方法について、以下のガイダンスを提供している。

- 取引の対価が主に現金である場合、通常はその現金を移転する企業が取得企業となる。
- 取引が資本性金融商品の交換により実行される場合、その資本性金融商品を発行する企業が通常は取得企業である。しかし、このような状況では、以下のような他の関連事実および状況を考慮しなければならない。
  - 企業結合後の結合後企業における相対的な議決権
  - 他の所有者または組織された所有者が重要な議決権を有していない場合における、結合後企業に対する大きな少数議決権の持分の存在
  - 結合後企業の統治機関および上級経営者の構成
  - 資本持分の交換条件（取得企業は通常、買収に影響を与えるためにプレミアムを支払う）
- 2 つの企業の相対規模も検討する必要があり、取得企業は通常、2 つの中で著しく大きい企業である。

この評価の結論に続けて、**取引を企業結合として会計処理すべきか、資産の取得として会計処理すべきか**を検討する必要がある。この評価は、会計上の被取得企業が事業の定義を満たすのか（取引が企業結合である）か、またそうではなく会計上の被取得企業が資産のグループ（および取引は資産の取得）であるかに基づいている。

これら2つの質問をまとめると、対象企業の買収後の連結財務諸表に、以下に示す4つの会計処理の結果が生じる可能性がある。

	SPAC が会計上の取得企業として識別される	対象企業が会計上の取得企業として識別される
<p><b>会計上の被取得企業は、事業の定義を満たす</b></p>	<p>IFRS 第3号を適用する取得の会計処理。SPACは、買収日に対象企業の識別可能な資産および負債を公正価値(IFRS 第3号の特定の例外に従う)および、のれんがあれば、のれんと共に認識する。</p> <p>負債または資本性金融商品の発行に対する増分でない限り、発生時に費用として認識される取得関連コスト。</p> <p>比較情報に含まれるのは、SPACの残高と取引のみである。</p>	<p><i>[稀な状況に限り、現金および限られた他の活動で構成される資産を有するSPACが事業の定義を満たすことに留意すべきである]</i></p> <p>IFRS 第3号を適用した逆取得の会計処理により、以下が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• SPACの法的資本を反映するために会計上の取得企業の法的資本を調整した対象企業の財務諸表の継続。</li> <li>• 取得日にSPACの識別可能な資産および負債を公正価値で認識(IFRS 第3号の特定の例外に従う)。</li> <li>• のれんの認識は、対象企業がSPACに発行しなければならなかったであろう概念的な数の資本性金融商品の公正価値の計算を使用して決定され、SPACの保有者に結合後企業の同じ割合の所有権を与える。</li> <li>• 負債または資本性金融商品の発行に対する増分でない限り、発生時に費用として認識される取得関連コスト。</li> </ul> <p>IFRS 第3号は、結合前企業の資本構成を、法律上の子会社(対象企業)の資本として表示するが、取得契約で定めた交換比率を使用して、逆取得で発行された法律上の親会社(SPAC)の株式数を反映して適時的に調整することを要求している。</p>
<p><b>会計上の被取得企業は、事業の定義を満たさない</b></p>	<p>相対的な公正価値ベースで対象企業の識別可能な資産および負債に配分された取得コスト。</p> <p>のれんは認識されず、比較情報に含まれるのは、SPACの残高と取引のみである。</p>	<p><i>[このシナリオは、SPAC取引では比較的一般的である – この取引後の財務報告にどのような影響を与えるかについては、以下で詳しく説明する。]</i></p> <p>IFRS 第3号で定義されている逆取得ではないが、この取引は、対象企業による「資本の再編」または「資産の逆取得」として特徴付けられる場合がある。</p> <p>この処理により、以下を除き、逆取得の会計処理で作成されたものと同様の連結財務諸表が作成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• のれんは生じない。</li> <li>• 法律上の子会社の資本構成を適時的に調整する(逆取得についての)IFRS 第3号の要求事項は、直接的には適用されない。このような資本構成の修正が行われるかどうか、また、その場合は、どのように計算されるかを判断するために、適切な会計方針を策定する必要がある。</li> </ul> <p>IFRS 解釈委員会も同様の取引を検討し、<a href="#">2013年3月IFRICアップデート</a>で以下の結論を報告している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資本性金融商品との交換によって「キャッシュ・シェア」の取得が達成される場合、それはIFRS 第2号の範囲に含まれる株式に基づく報酬取引である。</li> <li>• 識別できない商品やサービスに関するIFRS 第2号のガイダンスに基づいて、会計上の取得企業[対象企業]が発行したとみなされる株式の公正価値と会計上の被取得企業[SPAC]の識別可能な純資産の公正価値との間の差額は、会計上の取得企業[対象企業]が受け取ったサービスを表す。</li> <li>• 非上場事業会社が所有する貨幣性または非貨幣性資産のレベルに関係なく、その差額全体が株式の上場サービスの支払いとみなされるべきであり、資本調達コストと考えられる金額はない。</li> </ul>

また、対象企業にとって上場企業のステータスを達成することは、SPAC取引の主な要因の1つかもしれないが、このステータスはIAS第38号で定義されている識別可能な資産を構成するものではないことに留意しなければならない。したがって、対象企業が会計上の取得企業として識別された場合、上場ステータスを達成するために支払われたプレミアムについての資産を認識すべきではなく、(SPACが事業の定義を満たしている場合は)のれんに含め、もしくは、(そうでない場合には)取引日に費用として認識すべきである。

## 対象企業の買収後

対象企業の買収後、SPAC が率いるグループは、多くの意味で「通常」の上場会社のグループになる。しかし、対象企業自身の事業から生じる財務報告の論点とともに、SPAC の前歴から生じる論点が、買収後もグループの報告に影響を及ぼし続ける可能性がある。例えば、

- 対象企業の買収の一環として、SPAC は、特定の事象(例えば、結合後企業の時価総額が目標値を超える)が発生した場合に、SPAC のスポンサーおよび/または対象企業の株主に追加株式を発行する「アーンアウト」の取決めを発行する場合がある。
- SPAC の経営者は、結合後企業のために引き続き勤務し、買収前に付与された株式に基づく報酬に基づいて権利を獲得する場合がある。
- 対象企業の従業員に以前付与された株式に基づく報酬は、対象企業の株式の代わりに SPAC の株式(現在はグループのトップ企業)に対する権利を与えるように修正され、他の方法で条件変更または取り消される場合がある。

このような取決めの会計処理は、上記で説明した買収の特徴(すなわち、会計上の取得企業の決定、および取引が企業結合と考えられるのかどうか)によって大きく影響する可能性がある。しかし、対象企業が会計上の取得企業と考えられ、SPAC が事業の定義を満たしていないと考えられる一般的な状況では(上記で説明したように、「資本の再編」または「資産の逆取得」として会計処理される)。

- 上記のタイプの「アーンアウト」の取決めは、IFRS 第 2 号の要求事項が適用される場合のサービスと交換で発行される場合を除き、自己の資本についてのデリバティブに対する IAS 第 32 号の要求事項に従い、多くの場合、公正価値で測定される負債を認識する結果となる。
- 結合後企業で引き続き勤務する SPAC の経営者への株式に基づく報酬(買収前の SPAC によるものと同様に)は、IFRS 第 2 号で会計処理される。ただし、対象企業が会計上の取得企業として識別された場合、連結財務諸表には、これらの報酬の以前の会計処理は含まれない。その結果、対象企業がその取決めに対する従前の当事者であった場合を除き、「新しい」交付日の公正価値の計算が必要になる場合がある。
- 対象企業の既存の株式に基づく報酬の取決めの条件変更または取消しは、IFRS 第 2 号に基づいて評価する必要がある。

上場企業にのみ適用される IFRS の要求事項(すなわち、IFRS 第 8 号「事業セグメント」および IAS 第 33 号「1 株当たり利益」)は連結財務諸表に適用される。SPAC にとって、これは IPO 以来該当している(ほとんどキャッシュ・シェルであっても。結果として生じる開示は限られている場合がある)。対象企業にとっては、これらの要求事項を初めて適用する必要がある。ここでも、対象企業が会計上の取得企業と考えられ場合、以下の点に留意しなければならない。

- これらの要求事項は遡及的に適用される(例えば、グループの事業セグメントに関する比較情報が要求される)。
- 1 株当たり利益の計算は、発行済普通株式数は変化するが資産は対応して変化しない事象について遡及的に調整する必要がある。買収時の対象企業の以前の株式構成から SPAC の株式構成への変化は、このような変化になる可能性がある。

## 他にどのような論点を検討する必要があるか?

本ニュースレターの対象外であるが、SPAC 取引を検討している企業に関連する他の論点は、以下のとおりである:

- SPAC 上場における交換の要求事項。異なる法域の資本市場では、SPAC に関して異なる要求事項を有しており、このメカニズムの使用を制限することで、投資家が適切な情報にアクセスできるように対象企業が達成するための特定の要求事項を有する場合もあれば、対象企業とその市場で上場企業に求められる義務を満たすことを保証するものもある。また、この交換は、企業が報告する財務報告フレームワークを指定する場合があり、対象となる企業が以前に適用したフレームワークとは異なる場合もある。
- 上場準備会社。上記の特定の財務報告に対処するだけでなく、対象企業は、上場企業の地位に伴う義務(例えば、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の要求事項、監査人の独立性の要求事項の強化、投資家向け広報活動(IR)、継続的なコーポレート・レポーティングの要求事項)を準備する必要がある。SPAC 取引は比較的迅速に合意および完了できるため、この行使のタイムスケールは従来の IPO のプロセスと比較して限定される可能性がある。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して"デロイトネットワーク")を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

